

# 愛媛県青少年育成協議会規約

## (名 称)

第1条 この会は、愛媛県青少年育成協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 協議会は、青少年問題のもつ重要性にかんがみ、関係団体相互の緊密な連絡のもとに、行政施策と呼応して青少年を守る県民運動を展開し、次代をにやう青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

## (事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 家庭を健全にするための運動
- (2) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高める運動
- (3) 健全な青少年団体およびグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための運動
- (4) 勤労青少年の福祉を高める運動
- (5) 社会環境の浄化を図るための運動
- (6) 青少年の非行および事故防止のための運動
- (7) 青少年の体力づくりを奨励するための運動
- (8) 青少年健全育成施設の整備を促進するための運動
- (9) その他青少年の健全育成に必要な運動

## (組 織)

第4条 協議会は、別表に掲げる青少年関係民間団体（以下「団体」という。）をもって構成する。

## (会 議)

第5条 協議会に、次の会議を置く。

- (1) 総 会
- (2) 連絡会

## (総 会)

第6条 総会は、団体の代表者又はその委任を受けた者（以下この条及び次条において「構成委員」という。）をもって構成する。

2 総会は、必要に応じ開催するものとし、会長が招集し、議長となる。

- 3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
  - (1) 事業計画および収支予算に関すること
  - (2) 事業報告および収支決算に関すること
  - (3) 規約の改正に関すること
  - (4) 役員を選任に関すること
  - (5) その他重要な事項に関すること
- 4 総会の議事は、構成委員の3分の2以上の出席を得て、その過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、前項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、書面その他の方法により各構成委員の意見を求めることにより、総会の決議に代えることができる。

(連絡会)

第7条 連絡会は、団体の事務担当者(以下「連絡員」という。)をもって構成する。

- 2 連絡会は、必要に応じ開催するものとし、事務局長が招集し、議長となる。
- 3 連絡会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 総会に提出する議案に関すること
  - (2) 実施事業の企画・立案に関すること
  - (3) その他会の運営に関すること

(役員)

第8条 協議会に役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 監事 2名

(役員職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会計および会務執行状況を監査する。

(役員選任)

第10条 会長、副会長および監事は総会において選任する。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は 2 年とする。ただし、補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることできる。

3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(参 与)

第 12 条 協議会の運営について意見を求めるために、参与を置くことができる。

2 参与は、関係行政機関および学識経験者から選り、会長が委嘱する。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課におく。

3 事務局は、事務局長その他の職員を置き、事務局長は男女参画・子育て支援課長を充てる。

(会計年度)

第 14 条 会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経 費)

第 15 条 この会に要する経費は、会費・助成金・寄付金をもって充てる。

(施行細則)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、昭和 41 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 46 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 48 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 50 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和51年5月7日から施行する。

附 則

この規約は、昭和52年5月9日から施行する。

附 則

この規約は、昭和54年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、昭和59年6月25日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年7月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年6月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年6月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月3日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年10月24日から施行する。

## 別表（第4条関係）

団 体 名	団 体 名
愛媛県社会福祉協議会	愛媛県公民館連合会
愛媛県民生児童委員協議会	愛媛県スポーツ推進委員協議会
愛媛県PTA連合会	日本青年会議所四国地区愛媛ブロック協議会
愛媛県高等学校PTA連合会	愛媛県少年補導委員連絡協議会
愛媛県私立中学高等学校保護者会連合会	愛媛県母子寡婦福祉連合会
愛媛県連合婦人会	愛媛県地域活動連絡協議会
愛媛県防犯協会連合会	愛媛県愛護班連絡協議会
愛媛県スポーツ協会	愛媛県青少年育成リーダー協議会
愛媛県保護司会連合会	愛媛県更生保護女性連盟